

マイナンバー制度が始まりました！

(社会保障・税番号制度)

住民福祉係



マイナンバー

マイナンバーは、平成28年1月から国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。

このため、町民の皆様には、年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護、児童手当その他の福祉の給付、確定申告などの税の手続きなどで、申請書等にマイナンバーの記載を求められることとなります。

また、税や社会保障の手続きにおいては、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続を行うこととされている場合もあります。このため、勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関にもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

通知カードが届いたら

①世帯全員の通知カードはありますか。

世帯主の方は世帯全員の通知カードが確認できればOKです。なお、旧世帯員の通知カードが同封されていた場合は、町民課住民福祉係まで返却をお願いします。

②通知カードは大切に保管しましょう。

紛失のないように必ず保管しましょう。

15歳未満の方のカードについては、保護者(法定代理人)による管理をお勧めします。

③個人番号カード交付の申し込みができます。

個人番号カードはマイナンバーの提示と本人確認が1枚で済む唯一のカードで、ICチップ付きカードです。交付を希望される方は、同封の「個人番号カード交付申請書」により申し込みをしてください。

年金や後期高齢者医療の手続きなどに使うので、一人一人管理しよう。

妻と子どもは扶養家族なので、まとめて私が管理しよう。

通知カードをアルバイト先に提示した後は、実家のお父さんに管理してもらおう。

広報たてしな11月号「個人番号カードを申請する場合」の補足

生年月日* 平成5年3月31日 性別* 女

【代替文字情報】

電話番号 外国人住民の区分*

在留期間等満了日* 在留期間等満了日*

右欄の点字表記を希望する バンゴウ ハナコ

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。

左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

右のQRコードは製造管理用です→

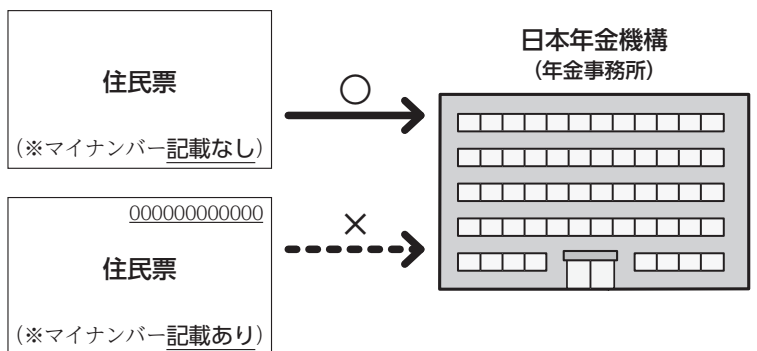
10000019 01/01 3190110000019#

視覚障がい者用 音声コード

交付申請書を送付する際は、音声コード及び申請書ID控は申請書から切り取り、住民が大切に保管する。

日本年金機構からのお願い

当分の間、日本年金機構においては、個人番号の利用ができなくなっております。「マイナンバー」が記載されていない『住民票』で提出いただけます。



各公務員共済、日本私立学校振興・共済事業団への年金請求手続きについては、マイナンバーの利用制限はありません。